

FIG ワールドシリーズ等への日本選手派遣規則

(趣旨)

第1条 本規則は、社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という)が、FIG ワールドシリーズ大会等に日本選手、コーチ、関係者等を海外派遣する事項について定める。

(派遣の権利等)

第2条 FIG 主催ワールドシリーズ等、各種国際大会への日本選手、関係者等の派遣の可否については、本連盟が全ての決定を行う。

2. FIG 主催のワールドシリーズ大会等の参加については、日本体操協会(以下「JGA」という)との協力覚書に基き、JGA と本連盟が協力して派遣する。
3. 本連盟が主催する「全日本エアロビック選手権大会」および「世界エアロビック選手権大会」の開催日程が重なる場合は、国際大会等への派遣は行わない。

(派遣選手の基準)

第3条 選手の派遣に関わる基準は次の通りとする。

- (1)派遣選手は JAF の登録選手であり、選手登録規則に違反していないこと。
- (2)派遣選手は、原則として前年度の「全日本エアロビック選手権全国大会」3位以内の成績であること。
- (3)FIG 主催のワールドシリーズ第1戦については、前年度の「全日本エアロビック選手権大会」の成績を優先する。なお、第2戦以降は、参加する部門において獲得した FIG ツアーランキングの上位者を優先する。
- (4)グループ部門については、「全日本グループエアロビック選手権大会決勝」の成績を優先する。
- (5)エージグループのミックスペア等、JAF が国内で実施していない部門について、主催者の定員枠を超えて参加希望があった場合、JAF 競技エアロビック登録クラブの選手を優先する。

(派遣選手の条件)

第4条 派遣する選手は、次の条件について了承する。

- (1)出発時において満20才未満の場合、選手1名または1組につき、1名の保護者または第5条2項に定める帯同コーチが同行すること。
- (2)審判員派遣が条件となる大会の場合、当面、派遣審判員の航空運賃を参加選手間で均等に負担すること。
- (3)前号において、派遣する審判員がない場合、主催者から課せられる課徴金を参加選手間で均等に負担すること。
- (4)派遣期間中は、疾病・傷害を補填する海外旅行傷害保険に加入すること。
派遣期間中のいかなる疾病・怪我・事故・盗難等について、本連盟は一切の責任を負わないものとする。
- (5)派遣選手は、帰国後直ちに競技結果を本連盟に報告すること。
- (6)戦争やテロなど不測の事態が発生し、既に支払い済みの費用等において回収不可能な場合は、選手の負担となることを了承する。

(帯同者の派遣)

第5条 派遣する選手の帯同コーチ又は保護者等が同行する場合は、本連盟に事前に届け出るものとし、本連盟が派遣手続きを行う。

2. 帯同コーチは、原則として公認エアロビック上級コーチまたは JAF 認定テクニカル・アドバイザー(TA)の資格を有するもの(但し、20才以上)とする。

(派遣の費用)

第6条 派遣する選手、関係者等の費用は、原則として全て個人負担とする。

(派遣の管理費)

第7条 派遣する選手ならびに帯同者の派遣手続きに係わる管理費の負担は、次の通りとする。

- (1)派遣する選手及び帯同コーチ1名については、当連盟が負担する。
- (2)家族等同行者の派遣については、一人5,000円の管理費を本連盟に支払うものとする。

(規則の改正)

第8条 本規則の改正は、本連盟の理事会の承認を得るものとする。

(付則)

第9条 本規則は、平成15年1月1日から施行する。

2. 平成17年4月1日改訂
3. 平成21年4月1日改訂